

甲府市国民健康保険高額療養費支給申請書（申請手続簡素化該当世帯用）

(あて先)

甲府市長

申請日 年 月 日

申請者 (世帯主)	国民健康保険 被保険者記号番号	— (枝番)	個人 番号						
	氏名		生年 月日	(昭和・平成・令和) 年 月 日					

振込先 指定口座 (世帯主)	銀行・金庫		本店	銀行コード					
	信組・農協		支店	支店コード					
口座 名義人	フリガナ		口座種別	普通・当座					
	氏名		口座番号						

<input type="checkbox"/> 新規	<p>私は、国民健康保険法第57条の2に規定する高額療養費の支給申請において、国民健康保険法施行規則第27条の17の規定に基づき、高額療養費の申請手続の簡素化について、下記事項を了承のうえ、申請します。</p> <p>(1) 医療機関に支払うべき一部負担金（以下、「一部負担金」という。）を今後も遅滞なく支払うこと。</p> <p>(2) 一部負担金の支払いについて、必要に応じて市が医療機関に照会すること。</p> <p>(3) 今後、一部負担金が未納となった場合は、市へ申出ること。未納の申出がないまま支給された高額療養費は、市へ返還すること。</p> <p>(4) 支給済みの高額療養費の額が再審査等により減額となった場合には、減額された金額に相当する額を市に返還すること。（次回以降の支給予定がある場合は、支給額の調整が行われること。）</p> <p>(5) 交通事故等の第三者行為があった場合は、傷病届を市に提出すること。</p>
<input type="checkbox"/> 変更	高額療養費の振込先の変更を申請します。
<input type="checkbox"/> 中止	高額療養費の申請手続簡素化について中止を申請します。

注意事項

- 自己都合により申請手続簡素化を中止する場合は、申請書の提出が必要です。
- 世帯員の異動または保険料を滞納した場合は、簡素化の非該当になるため、それ以降に高額療養費が発生した診療月ごと別途申請書の提出が必要です。
- 第三者行為求償に係る分は、対象外です。
- 口座を変更する場合は、申請書の再提出が必要です。

年 月 日

申請者 郵便番号 〒 —

(世帯主) 住 所

氏 名

電話番号

【職員記入欄】

収納		簡素化開始年月日	年 月
----	--	----------	-----